



議会懇談会 11月18日

～議員と語ろう「まちづくり」～



今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、会場(市役所)とオンライン(Zoom)で同時に開催し、午後の部に会場10名・オンライン5名、夜間の部に会場9名・オンライン4名、合計28名の皆さんに参加をしていただきました。

懇談会では、議会の概要を説明した後、グループに分かれて約1時間にわたり、参加者と議員が懇談を行い、まちづくりに関して、

- 人口減少問題について
- 町内会、町内会館について
- 空き家、アパート等の住宅事情について
- 公共交通について
- 除雪について
- 街路樹、街灯について
- アフターコロナの経済対策、イベント等について

- 砂川駅東口の課題について
- 駅前地区整備について
- 農業の現状と課題について
- 子育て支援について
- 学校統合、義務教育学校について
- 観光政策について
- 地域資源の情報発信について
- 介護・医療職不足について
- 外国人就労の受入れについて
- 市立病院の待ち時間について
- オアシスパークの利活用について など

多岐にわたり様々なご意見をいただきました。今後とも、市民の皆さんに身近で開かれた議会の推進に努めていきますので、議会活動に対するご理解・ご協力をお願いいたします。



参加者アンケートでは、次のようなご意見をいただきました。(一部掲載)

- テーマを決めて話し合いをしたら良いのではと思います。
- 素晴らしい取り組みだと思うので、もっと多くの人に参加してほしい。

- 1人の発言時間を決めてほしい。踏み込んだ回答がほしかった。
- ほかの参加者の思いも聞けて、いい経験になりました。
- 市議の方達と話ができて、身近に感じる事ができた。

議会懇談会実施報告書は、市役所(エントランスホール)、公民館、図書館、市立病院及び地域交流センターゆうでご覧いただけます。また、市議会ホームページでもご覧いただけます。



第4回定例会 12月6日～8日

今定例会の 主な審議内容

第4回定例会は、令和3年度一般会計補正予算2件、条例の一部改正5件など議案8件、人権擁護委員推薦の諮問案1件、監査報告など報告4件が審議されました。

一般会計補正予算1件を含む4議案は、本会議での総括質疑を行った後、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会に付託し、慎重な審査が行われ、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定し、本会議で委員長から審査結果が報告され、各議案は簡易による採決の結果、原案のとおり可決されました。

他の4議案についても、本会議で慎重に審議が行われ、簡易による採決の結果、原案のとおり可決されたほか、諮問案は可と答申することで決定されました。

また、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されました令和2年度各会計決算の認定を求める6議案については、委員長から審査結果が報告され、簡易による採決の結果、原案のとおり認定されました。

補正予算

★令和3年度砂川市一般会計補正予算(第8号)

今回の補正は、1億1千244万7千円を追加し、総額136億8千286万2千円としたものです。

◎総務管理費447万2千円(情報化推進に要する経費)

◎徴税費5万5千円(市税の賦課事務に要する経費)

◎社会福祉費966万円(社会福祉対策に要する経費)

◎児童福祉費120万6千円(児童の養育に要する経費)

◎保健衛生費6千931万2千円(保健衛生対策に要する経費167万4千円、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費6千763万8千円)

◎住宅費2千550万円(ハートフル住まいる推進事業に要する経費)

◎小学校費197万5千円(学校の管理に要する経費167万2千円、その他教育振興に要する経費30万3千円)

◎中学校費26万7千円(その他教育振興に要する経費)

★令和3年度砂川市一般会計補正予算(第9号)

今回の補正は、9千943万6千円を追加し、総額137億8千229万8千円としたものです。

◎児童福祉費9千943万6千円(子育て世帯等臨時特別支援事業に要する経費)

条例

★砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法に関する規定を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

産科医療補償制度の見直しを踏まえた健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額を改めるため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、条文を整理するため、3条例の一部を改正したものです。

★砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の一部改正を踏まえ、自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるため、本条例の一部を改正したものです。

★砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

道路構造令の一部改正を踏まえ、歩行者利便増進道路の構造の基準を定めるとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するため、本条例の一部を改正したものです。

その他

★市道路線の廃止について
1路線について廃止したものです。

